

議案第56号

米原市米原診療所条例の一部を改正する条例について

米原市米原診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年4月1日から、米原市米原診療所の診療時間および利用料金の一部を規則に定めることについて、この案を提出するものである。

米原市米原診療所条例の一部を改正する条例

米原市米原診療所条例（平成 27 年米原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、診察日」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

（1） 診療時間 規則で定める。

第 5 条の見出しを「(診療所の利用料金)」に改め、同条中「使用料および手数料等」を「利用料金」に改め、同条本文に次のただし書を加える。

ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる診療費等以外のものについては、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

第 5 条第 1 号中「(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)」を「(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)」に、「(平成 12 年厚生省告示第 22 号)」を「(平成 27 年厚生労働省告示第 93 号)」に改め、同条第 2 号および第 3 号を次のように改める。

（2） 次に掲げるものは、それぞれに掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。

ア 健康診断料 1 人 1 回当たり診療報酬の算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表における初診料の点数に 1 点単価 10 円を乗じた額

イ 文書料（診断書、証明書等） 1 通当たり 10,000 円

（3） 前 2 号に定めるもののほか、第 1 号の規定により算定しがたいもの、およびその他の料金については、規則で定める額とする。

第 9 条第 1 項中「第 1 号および第 3 号」を「各号」に、「使用料等を診療所の利用料金とし、」を「利用料金を」に改め、同条第 3 項中「第 1 号および第 3 号」を「各号」に改める。

別表第 1 および別表第 2 を削る。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

米原市米原診療所条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(診療時間等)</p> <p>第4条 診療所の診療時間および休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) <u>診療時間 規則で定める。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(<u>診療所の利用料金</u>)</p> <p>第5条 第3条各号に規定する診療を受けた者は、次に掲げる利用料金を市長に支払わなければならない。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療費等以外のものについては、<u>消費税および地方消費税に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)および厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に基づき算定した額</u></p> <p>(2) <u>次に掲げるものは、それぞれに掲げる額の範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>ア <u>健康診断料 1人1回当たり診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表における初診料の点数に1点単価10円を乗じた額</u></p> <p>イ <u>文書料(診断書、証明書等) 1通当たり10,000円</u></p>	<p>(診療時間等)</p> <p>第4条 診療所の診療時間、<u>診察日</u>および休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、急を要するとき、または市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>(1) <u>診療時間および診察日 別表第1のとおり</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(<u>使用料および手数料等</u>)</p> <p>第5条 第3条各号に規定する診療を受けた者は、次に掲げる使用料および手数料等を市長に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)または介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)および厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生労働省告示第22号)に基づき算定した額</u></p> <p>(2) <u>別表第2に定める手数料</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、診療行為に伴う患者の自己負担に関するものについては、規則で定める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 ・ 診療時間を規則で定めることに伴う改正 ・ 文言整理 ・ 文言整理 ・ 消費税が課されるものは、利用料金の額に消費税および地方消費税に相当する額を加算する規定の追加 ・ 厚生労働省告示の変更による改正 ・ 厚生労働省告示の変更による改正 ・ 利用料金の額を条例のほか、規則で定める額とすることに伴う改正

(3) 前2号に定めるもののほか、第1号の規定により算定しがたいもの、およびその他の料金については、規則で定める額とする。

(利用料金)

第9条 市長は、第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第5条各号に規定する診療所の利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 略

3 前項の利用料金の額は、第5条各号に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4・5 略

(利用料金)

第9条 市長は、第7条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第5条第1号および第3号に規定する診療所の使用料等を診療所の利用料金とし、当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 略

3 前項の利用料金の額は、第5条第1号および第3号に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4・5 略

別表第1(第4条関係)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで	午前9時から午後零時まで
午後	午後3時30分から午後5時まで	午後3時30分から午後5時まで	午後3時30分から午後5時まで	午後3時30分から午後5時まで	午後3時30分から午後5時まで

別表第2(第5条関係)

普通診断書	1通	1,500円
健康診断書	1通	3,000円+検査料

- ・手数料を除く規定の改正
- ・文言整理

- ・手数料を除く規定の改正

- ・診療時間を規則で定めることによる別表第1の削除

- ・利用料金を改正後の第5条に定めることによる別表第2の削除

死亡診断書(死産証明書を含む。) 1通 5,000円(ただし、1通増すごとに1,000円)
死体検案書 検案書料 1通 7,000円
立会料 10,000円
出生証明書 1通 2,000円(ただし、1通増すごとに500円)
生命保険死亡診断書 1通 5,000円
生命保険会社からの問合せ証明書 1通 5,000円
恩給診断書 1通 5,000円
医療費支払証明書(税務用) 1通 500円
自賠法交通災害保険診断書 1通 5,000円
自賠法交通災害保険明細書 1通 5,000円
自賠法交通災害保険後遺症診断書 1通 5,000円
労災休業意見書 1通 4,000円
おむつ代証明書 1通 1,000円
介護保険サービスに係る意見書 1通 2,000円
介護保険サービスに係る診断書 1通 2,000円